



子どもの患者の権利

1. 子どもたちは、いつでもひとりの人間として大切にされます。
2. 子どもたちは、どんな病気びょうきであっても、もつともよいと考かんがえられる診療しんりょうを受けることができます。
3. 子どもたちは、病気びょうきのことや病気びょうきを治なおしていく方法ほうほうについて、それぞれの年齢ねんれいや理解度りかいどにあわせて、必要ひつようで十分な説明せつめいを受けることができます。
4. 子どもたちは、病気びょうきのことや病気びょうきを治なおしていく方法ほうほうについて、自分じぶんの考かんがえを病院びょういんの人ひとや家族かぞくに伝つたえることができます。
5. 子どもたちは、自分じぶんで自分じぶんの健康けんこうについての意思決定いしけつていができないとき、代わかって家族かぞくに決きめてもらうことができます。
6. 子どもたちは、不安ふあんなことやわからないことがあるときは、病院びょういんの人ひとやご家族かぞくに話はなしたり聞きいたりすることができます。
7. 子どもたちは、身体的しんたいてき、情緒的じょうちよてき、発達のはったつてきニーズにこたえられるスタッフによるケアうを受けることができます。
8. 子どもたちは、親おやまたは親おやに代わかる人ひとと一緒に過いっしょすごすことができます。
9. 子どもたちは、年齢ねんれいや症状しょうじょうにあわせて、遊あそび、レクリエーションさんかに参加きょういくし、教育うを受けることができます。
10. 子どもたちのプライバシーまもはいつでも守まもられます。